

令和7年第9回農業委員会総会会議録

令和7年第9回船橋市農業委員会総会を9月5日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男 齋藤 教子 金子 しのぶ 豊田 豊 長嶋 雄一 小川 晃 平野 恵昭
神山 茂樹 高橋 光一 藤家 雅子 藤平 尚志 穴倉 由紀雄 藤城 孝義 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

岩佐 常信

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第9回農業委員会総会を開催いたします。 傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 4番、豊田 豊委員と、5番、長嶋 雄一委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。 局長。
局長	農地法第4条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

高橋審査班長

それでは、今月2日、金子 しのぶ委員、岩佐 常信推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

議案第1号の1につきましては、周辺住民から要望を受けて、駐車場として整備し、貸し出すものです。なお、当該地は既に碎石敷きがされているため、始末書が添付されております。

申請地は畑で、隣接地は畑、過去に駐車場として転用許可済の畑、宅地、墓地となっており、整備にあたり周囲にはブロックが施工されており、また、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書2ページ、地図4から6ページをご覧ください。

議案第1号の2につきましては、市内で建設工事業を営む法人から要望を受けて、車両置場及び資材置場として整備し、貸し出すものです。なお、当該地は既に碎石敷きがされているため、始末書が添付されております。

申請地は田で、隣接地は田、用悪水路、及び海老川となっており、整備にあたり周囲には単管パイプが施工されており、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

高橋審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、土木・建築工事業を営む譲受人が、既存の資材置場及び車両置場が手狭となったため、利便性の高い当該地を取得し、資材置場及び車両置場として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロック及びコンクリート擁壁を施工し、また、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集団的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

議案第2号の2につきましては、譲受人が、申請地を使用貸借し、都市計画法第34条第12号により、分家住宅1棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、雨水は雨水貯留槽、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、側溝へ放流することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

また、申請地周辺には農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、理解した上で申請地に居住する旨の約束書
が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、馬込沢駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセント
を超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご意見がないようでしたら、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請に関する議案第2号の3及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第3号の1
を上程いたします。

議長 本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

高橋審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ及び4ページ、地図13から15ページをご覧ください。

議案第2号の3及び議案第3号の1につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。2つの申請の関連を分かりやすくす
るため、議案第3号の1より説明いたします。

議案第3号の1につきましては、令和7年7月28日付で農地2筆についてヘリポート用地として、農地の転用を伴う所有権移転

の許可を得たところでありますが、利用者動線の確保を広げることができる点や、ヘリコプターの飛行経路が2方向での侵入及び離陸が可能となり、安全性が向上する点を考慮し、当初の農地2筆によるヘリポート造成計画を3筆に変更するものです。

議案第2号の3につきましては、先に述べた計画変更に伴う転用許可申請です。

事業計画内容は、航空運送業を営む譲受人が、申請地を賃借し、ヘリポート用地として転用するものです。

再度、地図13ページをご覧ください。まとめますと、当初取得した計画地が青色の枠であり、今回変更した新たな計画地が緑色の枠となり、それに伴い、今回新たに賃借する農地が赤色の枠になっています。

申請地は田で、隣接地は田、過去にヘリポート用地として許可済の畑及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲は法面にて造成し転圧をかけ、雨水は、透水性アスファルト・砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われまます。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。

以上、議案第2号の3につきましては許可相当、議案第3号の1につきましては承認相当と思われまます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、議案第2号の3については許可相当とし、議案第3号の1については承認相当とすることに賛成の方の挙手を求めまます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

局長。

局長 農用地利用集積等促進計画案について、議案第4号の1から2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第4号につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は5ページです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、市は農地中間管理機構の求めに応じて農用地利用集積等促進計画の案を作成する場合、農業委員会の意見を聴くものとされており、また、同条第4項の規定において、市は農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を農用地利用集積等促進計画の案に添付して、農地中間管理機構へ提出する必要があることから、市長から農業委員会の承認をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、豊富町の畑2筆、計719平方メートルに賃借権5年、2は、大穴北2丁目の畑3筆、計1,859平方メートルに賃借権5年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、計画を承認することが適当であると思われれます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局

事務局より報告事項が6件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は6ページになります。農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、2件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（2）、議案書は7ページから9ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、7月中に15件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）、議案書は１０ページから１３ページになります。農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、７月中に２件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（４）、議案書は１４ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、２件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（５）、議案書は１５ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、２件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

最後に、報告事項（６）、議案書は１６ページになります。農地の転用事実に関する照会について、１件を局長専決として回答いたしました。

報告は以上でございます。

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたします。（午後３時２１分）

議長は、午後３時３０分第９回農業委員会総会の閉会を宣言した。

議長